

○公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程の特例に関する規程

制 定 平成 24. 1. 1 規程 112

最近改正 平成 27. 3. 27 規程 126

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に係る公益財団法人吹田市文化振興事業団職員（給料表の等級が 1 等級から 3 等級までである職員に限る。）の給料の月額、公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（昭和 59 年規程第 5 号）の規定（以下「給料月額算定規定」という。）にかかわらず、給料月額算定規定により算出した額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた金額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料月額算定規定により算出した額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成 30 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前の期間に係る給料については、この規程の規定は、この規程の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平 25. 9. 30 規程 119）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 26. 3. 30 規程 120）

（施行期日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 27 規程 126）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。